

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業に関する確認書

- 一 國土交通省所管の住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の制度内容及び交付申請要領等を理解した上で、同推進事業の要件を遵守します。
- 二 改修工事後に賃貸借契約を締結して、本事業で規定する入居対象者の居住用として賃貸する住宅とします。
※ 入居対象者は、高齢者世帯、障害者等世帯又は子育て世帯のいずれかに該当し、かつ、入居の際の収入が15万8千円以下の者であって、従前居住地が持家でない者とする。
ただし、居住支援協議会が認める場合にあっては、入居の際の収入を、地方公共団体が条例で定める当該入居者に係る公営住宅の入居に関する収入の基準とすることができます。
- 三 災害時に被災者の利用のために提供する対象となる住宅であること。
地方公共団体と賃貸住宅に関する団体との間での、災害における民間賃貸住宅の活用に関する協定を締結した団体の構成員の場合は「当該協定」に従うこと、構成員でない場合は「当該協定」の趣旨に準じて地方公共団体からの要請に基づき災害時に被災者利用のため対象住宅の提供（住宅のあっせん等）に協力すること。
- 四 改修工事、賃貸住宅の管理等本事業の実施に当たり、暴力団員が関与することはありません。
- 五 手続きの代行を他の者に依頼する場合、事業の実施状況（手続きの実施状況、改修工事の実施状況、工事費の支払状況等）について、常に手続きの代行を行う者と情報を共有し、申請者として責任を持って事業の進捗管理を行います。

上記の一から五の事業要件等を確認しました。

上記事業要件等に合致しておりますので署名押印の上、確認書を提出します。

なお、上記事業要件等に万が一違反した場合は、補助金を全額返還致します。

平成 年 月 日

[申請者]

一から五の事業要件をよく確認した上で、署名捺印をして下さい。

(法人名) :

氏名（代表者名） :

印

（申請書【交付様式：1-1】と同じ印鑑を押印ください。）

上記の一から五の事業要件等を確認しました。

標記内容に間違いないことを誓約し、署名押印の上、確認書を提出します。

[事務連絡先（代行申請者）] 一から五の事業要件をよく確認した上で、署名捺印をして下さい。

(法人名) :

氏名（代表者名） :

印

（申請書【交付様式：1-2】と同じ印鑑を押印ください。）